

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名							
事業種目	1			取得に 係る 繰 越 の 税 額 控 除 限 度 の 超 過 額 の 計 算	事業年度又は 連結事業年度	前期繰越額 又は当期控 除限度額	当期控除額等	翌期繰越額 (29) - (30)	
	2				29	30	31		
	資産 区分	3				平 . . .	円	円	
		4	平 . . .		平 . . .	平 . . .		外	円
		5	平 . . .		平 . . .	平 . . .		外	
		6			円	円	円	外	
		7						外	
	取得 価 額	8						外	
		9						外	
		10						外	
	リ ー ス 費 用	11			円	円	円	外	
		12						外	
		13						外	
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算	14						外	
		15						外	
		16						外	
		17						外	
		18						外	
		19						外	
		20						外	
		21						外	
		22						外	
		23						外	
	24						外		
	25						外		
	26						外		
	27						外		
	28						外		
設 備 等 の 概 要									

別表六(十六) 平十八・四・一以後終了事業年度分

別表六（十六）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の10第2項、第3項又は第4項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

 - (1) 経営革新設備等を事業の用に供した事業年度（供用年度）
 - (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある事業年度
- 2 「事業種目1」には、その法人が営む事業種目を記載します。
- 3 「種類2」及び「構造、用途又は設備の種類3」には、その経営革新設備等の耐用年数省令別表第一及び第二に定める種類、構造、設備の種類を記載します。
- 4 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額7」には、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。
- 5 「リース契約期間の月数10」は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。
- 6 「リース費用の総額11」には、経営革新設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該経営革新設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。
- 7 「取得に係るもの13～18」の各欄は、特定中小企業者が措置法第42条の10第1項に規定する特定経営革新設備等を平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に取得等をし、沖縄県の地域内において事業の用に供した場合に、その特定経営革新設備等につき、その供用年度において同項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 8 「リースに係るもの19～24」の各欄は、特定中小企業者が措置法第42条の10第3項に規定する経営革新設備を平成14年4月1日から平成19年3月31日までの間に物品賃貸業を営む者から契約により賃借をし、事業の用に供した場合に、その経営革新設備につき、その供用年度において同項の規定による法人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 9 「当期税額基準額残額23」欄は、「取得に係るもの13～18」の各欄の記載がある場合には「(22)又は」を消し、「13～18」の各欄の記載がない場合には「又は(22)～(18)」を消してください。
- 10 「前期繰越分25～27」の各欄は、前期以前において生じた経営革新設備等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第42条の10第4項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。

この場合、「差引当期税額基準額残額25」欄は、「23」及び「24」の記載がある場合には「(17)～(18)又は」を消し、「23」及び「24」の記載がない場合には「又は(23)～(24)」を消してください。
- 11 当期に、経営革新設備等で事業の用に供したものがなく前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「当期の所得に対する法人税の額21」欄から記載を始めます。
- 12 「前期繰越額又は当期税額控除限度額29（若しくは32又は35）」の「計」までの各欄は、前事業年度分のこの明細書の「翌期繰越額31（若しくは34又は37）」の金額を移記し、「取得に係るもの」の「当期分」には「15」の金額を、「リースに係るもの」の「当期分」には「20」の金額を、「合計」の「当期分」には「15」と「20」の合計金額をそれぞれ記載します。
- 13 「当期控除額等30」の「当期分」には「18」の金額を、「当期控除額等33」の「当期分」には「24」の金額を、「当期控除額等36」の「当期分」には「18」と「24」の合計金額をそれぞれ記載します。
- 14 「当期控除額等30」、「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の各欄の外書には、措置法令第27条の10第10項（連結納税の承認を取り消された場合に繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合に、同項に規定する控除未済超過額を記載します。この場合、翌期繰越額の計算は、当該金額を含めて計算します。
- 15 「当期控除額等33」及び「当期控除額等36」の各欄の外書には、措置法令第27条の10第9項（繰越税額控除限度超過額から控除する金額）の規定の適用を受ける場合（14の場合を除きます。）に、別表六（十七）の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額34（及び37）」は、「33」及び「36」の本書に当該金額を含めて計算します。
- 16 「設備等の概要」には、法人が措置法第42条の10第1項に規定する特定中小企業者に該当すること及びその設備等が経営革新設備等に該当することの詳細を記載します。